

犯罪被害者等支援の充実に向けた 連携強化について

犯罪被害者等支援の必要性和「犯罪被害者等基本法」に基づく地方公共団体の責務

支援の必要性

- 犯罪被害はいつどこで起こるかわからず、誰もが巻き込まれる可能性があり、被害者は理不尽に生命、身体、財産を害される。
- 被害の早期回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建及び権利利益の保護に向け、行政による支援が必要。

法に基づく責務（抜粋・要約）

- **地方公共団体の責務**（第5条）
基本理念にのっとり、地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- **連携協力**（第7条）
国、地方公共団体、日本司法支援センター、その他の関係機関、民間の団体その他の関係する者は、**犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。**
- **基本的施策**
 - **相談及び情報の提供等**（第11条）
国及び地方公共団体は、各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供および助言等必要な施策を講ずるものとする。
 - **給付金の支給に係る制度の充実等**（第13条）
国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による**経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。**
 - **保健医療サービス及び福祉サービスの提供**（第14条）
国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の心身の状況等に応じた適切な**保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。**
 - **居住の安定**（第16条）
国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、**公営住宅への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。**

国・県・市町村の役割/県の取組について

1 国・県・市町村の役割（イメージ）

国	県（県警を含む）	市町村
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 全国的な支援の方向性の決定 <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等基本法 ・第4次犯罪被害者等基本計画 ➤ 各種支援施策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等給付金の支給 ・地方公共団体に対する支援 ・犯罪被害者等の置かれた状況等、統一的な事柄の周知 など 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 県内全域での支援の方向性の決定 <ul style="list-style-type: none"> ・長野県犯罪被害者等支援条例の制定 ・長野県犯罪被害者等支援推進計画の策定 ➤ 広域性、専門性の求められる取組の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村に対する支援 ・相談対応のコーディネート ・犯罪被害者等を支援する団体への支援 ・無料法律相談、見舞金の給付、県営住宅優先入居 カウンセリング支援（県警）など 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市町村域での支援の方向性の決定 <ul style="list-style-type: none"> ・条例制定、計画の策定 ・一般施策の拡充 ➤ 住民に一番身近な基礎自治体としての取組の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等に対する支援情報の提供 ・公営住宅優先入居、日常生活支援等の福祉サービスの提供 ・市町村の実情に応じた支援（見舞金の給付等）など
県、市町村、警察署、福祉機関等における連携体制の構築		

2 県条例の制定、県計画の策定について

令和4年4月1日に県条例施行、県計画策定（別添参考資料2・3参照）

3 県の取組 新規施策と既存施策を組み合わせ、包括的な支援を実施

新規施策の創設 （県条例施行・県計画策定に合わせ実施）	既存施策の活用
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 犯罪被害者等総合支援窓口の設置 専門職を兼務配置し、被害後重層的な困難に陥りやすい被害者の相談受付、各関係機関への橋渡しを実施 ➤ 無料法律相談 犯罪被害者等が抱える法的な課題を解決 ➤ 見舞金の給付 遺族見舞金60万円、重傷病見舞金20万円を給付 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「性暴力被害者支援センター りんどうハートながの」の運営 性暴力被害者が必要な医療的支援や精神的ケアを受けられるよう支援 ➤ まいさぼによる支援 まいさぼを活用した生活困窮者支援 ➤ 県営住宅入居時の配慮 入居者選考時における配慮、目的外使用による一時使用 ➤ 県警事業 <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等を支援する早期援助団体※（長野犯罪被害者支援センター）へ補助金を交付 ・カウンセリング料等を公費で負担 ➤ その他 ひとり親家庭支援、就労支援、修学支援、人権教育、納税猶予制度 などの一般施策を活用 <p style="text-align: center;">※犯罪被害者等支援を目的として活動しており、都道府県公安委員会から指定された法人²</p>

相互に連携を図りながら協力する体制づくりについて

基本法の規定	県内犯罪被害者 ご遺族の声	県の課題認識	市町村の状況（R4.4.1時点）
<p>連携協力（第7条） 犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携・協力</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 相談窓口 zu 専門職の配置が必要 • 犯罪被害者支援の理解促進は、行政職員だけでなく、医療、福祉、就労などの関係機関にとっても課題 	<p>① 県総合支援窓口と市町村窓口（総合的対応窓口）の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> • どこに相談しても適切な支援に繋がることのできる窓口となるための情報共有 • 窓口担当者の質の向上 <p>② 地域の支援ネットワークの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> • いつ起こるか分からない犯罪被害に対し、速やかに、確実に必要な支援を提供できる市町村と関係機関との連携 • 警察署や福祉関係との連携のみならず、住居、就労等機関との連携 <p>③ 重大事案発生時の地域をまたいだ連携</p> <ul style="list-style-type: none"> • どのような連携が考えられるか 	<ul style="list-style-type: none"> • 全ての市町村において、犯罪被害者支援に関する総合的対応窓口を設置 (町村の多くは、専門職を配置する福祉関係所属が担当) • 各警察署において、市町村を含めた犯罪被害者等支援関係機関を参集した連絡会議を開催（年1回） <p>< 県内市町村担当者のご意見 ></p> <ul style="list-style-type: none"> • 今まで相談案件がないため、実際に相談があった時の対応に不安を感じる。 • 専門職や専門知識を持った職員が不足しており、国・県・関係機関等との連携に不安を感じる。

長野県犯罪被害者等支援条例検討部会（以下「検討部会」）の委員からいただいた意見

- 広域的な重大事案が起こった際に、県と市町村が連携して広域的な対応をしてほしい。
- 県はもちろん、市町村でも広い範囲の職員が犯罪被害者に関する知識をきちんと持つことが必要。

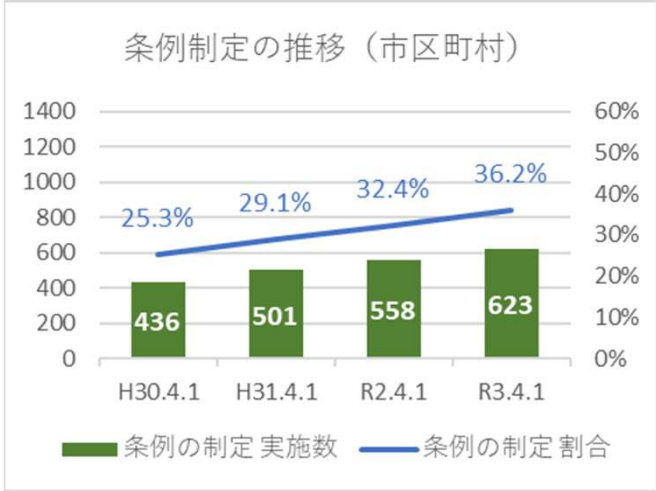
支援施策について

基本法の規定	県内犯罪被害者ご遺族が希望する支援	県条例に基づく取組	市町村の状況（R4.4.1時点）																
居住の安定（第16条） 犯罪被害者等の居住の安定を図るための公営住宅への入居における特別の配慮等	避難先としての住居として、公営住宅への一時避難、優先入居	居住の安定（第16条） ・抽選によらない県営住宅への優先入居 ・民間賃貸住宅の確保・情報提供 など	<公営住宅における配慮> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">有</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">内訳 (重複有)</td> <td>抽選によらず入居</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>入居条件の緩和</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>抽選倍率の優遇</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td colspan="2">無</td> <td>70</td> </tr> </table>	有		7	内訳 (重複有)	抽選によらず入居	2	入居条件の緩和	1	抽選倍率の優遇	3	その他		5	無		70
有		7																	
内訳 (重複有)	抽選によらず入居	2																	
	入居条件の緩和	1																	
	抽選倍率の優遇	3																	
その他		5																	
無		70																	
保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第14条） 犯罪被害者等の心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供	・所得状況によらない食事の配給や日常生活に必要な買い物等の支援 ・子どもの学校等への送迎、病院の診察等の同行等の支援	○心身に受けた影響からの回復（第13条） ○日常生活の支援（第14条） ・性暴力被害者の心身回復支援 ・犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担 ・“まいさほ”による生活自立支援 など	<配食サービス等日常生活支援> <table border="1"> <tr> <td>有</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>74</td> </tr> </table> ※「有」の内容 既存の配食サービス等の活用等	有	3	無	74												
有	3																		
無	74																		
給付金の支給に係る制度の充実等（第13条） 犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減	・被害直後の経済的負担を軽減するための見舞金の給付 ・税金等の猶予（延滞金、督促料を徴収されない）	経済的負担の軽減（第18条） ・見舞金の給付 ・県税の納税猶予制度（所得の減額等を要件とする） ・ハウスクリーニング費用の公費負担 など	<見舞金制度の有無> <table border="1"> <tr> <td>有</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>76</td> </tr> </table>	有	1	無	76												
有	1																		
無	76																		

検討部会の委員からいただいた意見

- ・被害者が受けられる支援施策は市町村が持っていることが多いので、市町村の既存施策を活用してほしい。
- ・被害者は被害を受けたその日から衣食住ができなくなることがあるので、食事に困っている、買い物に行かれないというような状況にある方の支援を実施してほしい。

市町村条例について

基本法の規定	県内犯罪被害者ご遺族の声	市町村の状況																							
<p>地方公共団体の責務（第5条） 基本理念にのっとり、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p>	<p>被害者等の安心につなげるため、又、地域間格差を生じさせないため全ての市町村が条例を制定してほしい。</p>	<p>< 全国の状況（R3.6警察庁公表） ></p>  <table border="1"> <caption>条例制定の推移（市区町村）</caption> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>条例の制定実施数</th> <th>条例の制定割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30.4.1</td> <td>436</td> <td>25.3%</td> </tr> <tr> <td>H31.4.1</td> <td>501</td> <td>29.1%</td> </tr> <tr> <td>R2.4.1</td> <td>558</td> <td>32.4%</td> </tr> <tr> <td>R3.4.1</td> <td>623</td> <td>36.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>< 県内市町村の状況（R4.4.1時点） ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>回答項目</th> <th>回答数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制定済み</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>検討中</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>検討していない</td> <td>59</td> </tr> </tbody> </table>	時期	条例の制定実施数	条例の制定割合	H30.4.1	436	25.3%	H31.4.1	501	29.1%	R2.4.1	558	32.4%	R3.4.1	623	36.2%	回答項目	回答数	制定済み	1	検討中	17	検討していない	59
時期	条例の制定実施数	条例の制定割合																							
H30.4.1	436	25.3%																							
H31.4.1	501	29.1%																							
R2.4.1	558	32.4%																							
R3.4.1	623	36.2%																							
回答項目	回答数																								
制定済み	1																								
検討中	17																								
検討していない	59																								

検討部会の委員からいただいた意見

- ・市町村の役割として、体系的に犯罪被害者等支援に取り組むための条例を制定してほしい。

意見交換をしたい内容

- 犯罪被害者等への適切な支援を行うため、相互に連携を図りながら協力する体制づくり
- 居住支援、日常生活支援、経済的負担の軽減のための施策の導入
- 市町村における条例の制定に向けた検討

犯罪被害者等基本法の概要

■目的■（犯罪被害者等の権利利益を保護）

- 犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を規定
- 国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本事項を規定
→犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進

■対象■（犯罪被害者等）

- 犯罪等(犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為)の被害者、その家族・遺族

■基本理念■

- 犯罪被害者等は個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する
- 被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等の事情に応じた適切な施策を講じる
- 再び平穏な生活を営めるまでの間、途切れることなく支援を行う

■国・地方公共団体・国民の責務、関係団体も含めた連携協力等■

■基本的施策■

- 相談及び情報の提供等(第 11 条)
- 損害賠償の請求についての援助等(第 12 条)
- 給付金の支給に係る制度の充実等(第 13 条)
- 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第 14 条)
- 犯罪被害者等の再被害防止及び安全確保(第 15 条)
- 居住及び雇用の安定(第 16～17 条)
- 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等(第 18 条)
- 保護、捜査、公判等の過程における配慮等(第 19 条)
- 国民の理解の増進(第 20 条)
- 調査研究の推進等(第 21 条)
- 民間の団体に対する援助(第 22 条)
- 意見の反映及び透明性の確保(第 23 条)

※警察庁ホームページより転載

長野県犯罪被害者等支援条例について

人権・男女共同参画課

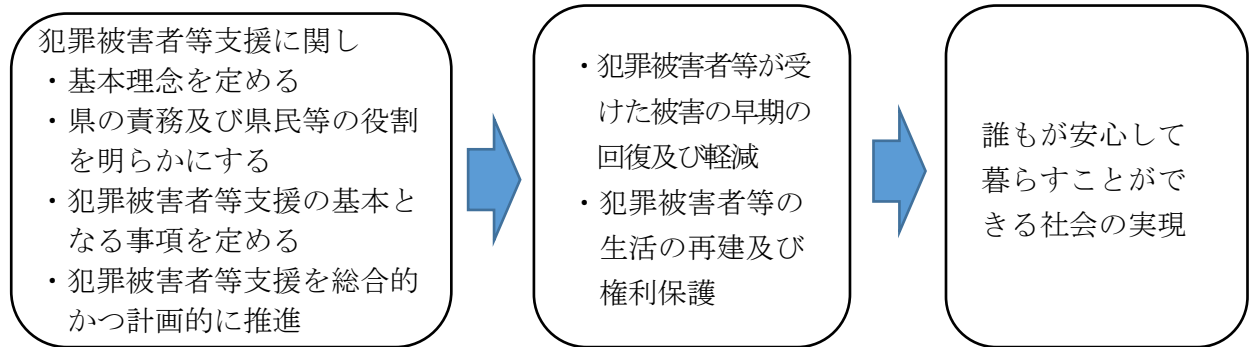
1 制定の趣旨

犯罪被害者等支援については、犯罪被害者等基本法（H17年施行）等に基づき関係機関等と連携しながら取り組んできた。

しかし、近年、県内外で凶悪犯罪が頻発するなど犯罪被害者等支援の重要性がますます高まるとともに、SNS等による誹謗中傷や周囲の者からの二次被害など、犯罪被害者等は一層困難な状況に直面している。

犯罪被害者等が抱える課題を解決し、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を図るため、犯罪被害者等支援条例を制定し率先して取り組むものである。

2 目的



3 基本理念

- (1) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行う。
- (2) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行う。
- (3) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が迅速かつ公正に途切れることなく提供されることを旨として行う。
- (4) 犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体等による相互の連携及び協力の下で行う。

4 責務及び役割

	対象者	内容
責務 役割	県	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等支援に関する総合的かつ計画的な施策の策定、実施 ・市町村への必要な情報の提供、助言等
	県民	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性の理解 ・二次被害の防止に十分配慮 ・犯罪被害者等支援に関する施策に協力
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性の理解 ・二次被害の防止及び犯罪被害者等である従業員の就労への配慮、必要な支援の実施 ・犯罪被害者等支援に関する施策に協力
	民間支援団体	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進 ・犯罪被害者等支援に関する施策に協力

5 犯罪被害者等支援に関する計画

犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する具体的な施策を定める。

6 支援推進体制

- (1) 国、市町村、民間支援団体等と相互に連携を図りながら協力するための体制を整備する。
- (2) 犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が県内で発生し、直ちに支援を行う必要があると認めるときは、市町村及び民間支援団体等と協力して、当該事案に対応するための支援の体制を整備する。

7 基本的施策

項目	内容
相談及び情報の提供等	<ul style="list-style-type: none">・犯罪被害者等が直面する問題に対する相談対応、必要な情報の提供及び助言・犯罪被害者等支援に精通している者の紹介、弁護士の助言を受ける機会の確保等
心身に受けた影響からの回復	<ul style="list-style-type: none">・心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるために必要な施策・犯罪被害者等が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であるときは、その発達段階に応じた十分な配慮
日常生活の支援	<ul style="list-style-type: none">・日常生活の支援に関する情報の提供及び助言等
安全の確保	<ul style="list-style-type: none">・一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び助言等
居住の安定	<ul style="list-style-type: none">・県営住宅への入居における特別の配慮及び一時的な利用のための住居の提供等
雇用の安定	<ul style="list-style-type: none">・犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての事業者への啓発等
経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none">・給付金の支給・経済的な助成に関する情報の提供及び助言等
損害賠償に関する情報の提供	<ul style="list-style-type: none">・犯罪被害者等が行う損害賠償の請求に関する情報の提供及び助言等
刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供	<ul style="list-style-type: none">・刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供等
県民の理解の増進	<ul style="list-style-type: none">・犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性等についての広報、啓発、教育の充実等
学校における教育	<ul style="list-style-type: none">・学校の設置者等と連携して行う二次被害の防止の重要性等について理解を深めるための教育等
民間支援団体に対する支援	<ul style="list-style-type: none">・犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言等
人材の育成	<ul style="list-style-type: none">・犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修の実施等

8 施行期日

令和4年4月1日

長野県犯罪被害者等支援推進計画の概要

人権・男女共同参画課

<趣旨等>

○犯罪被害者等を社会全体で支え、県民誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を目指すもの

<位置付け>

○犯罪被害者等基本法及び長野県犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するための計画

<計画期間>

○令和4年度～8年度（5年間）
○計画期間内であっても、社会情勢等の変化等により必要に応じて見直しを実施

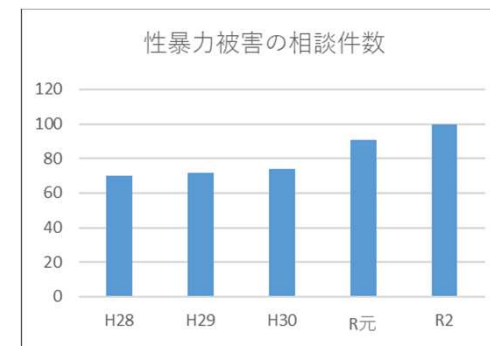
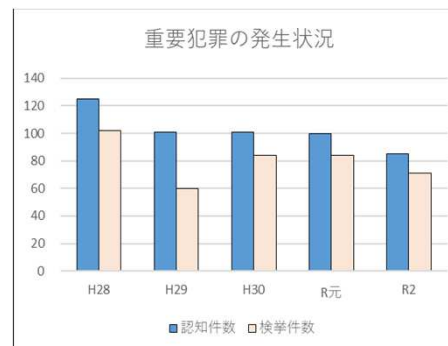
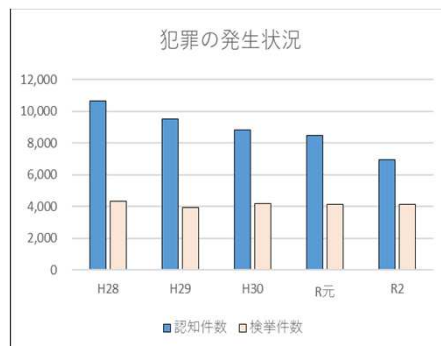
<被害者が置かれている状況>

被害者が抱える課題等

- 心身の不調 被害により、心身に様々な不調が現れ、育児・仕事などができなくなることがある。
- 経済的困窮 仕事の継続が困難になり、かつ医療費等の支出がかさみ、経済的困窮に陥ることがある。
- 二次被害 犯罪被害者等が置かれる状況などが知られておらず、周囲の者からの心無い言動や誹謗中傷に苦しむことがある。

犯罪等の現状

県内の犯罪件数は、犯罪発生件数、重要犯罪発生件数、交通事故発生件数・死傷者数いずれも直近5年では減少傾向にあるものの、性暴力被害、DV被害等の相談件数は増加傾向にある。



条例第3条の基本理念に基づき、4つの基本方針を掲げます

犯罪被害者等の個人としての尊厳の尊重

犯罪被害者等の置かれた状況等に応じた適切な支援

基本方針

途切れない支援の迅速・公正な提供

関係機関同士の適切な連携・協力による支援

施策体系

施策の柱

主な具体的施策

<p>施策の柱 1</p> <p>総合的な支援体制の整備</p>	<p>(1) 支援体制の整備（第9条）</p> <p>(2) 民間支援団体に対する支援（第23条）</p> <p>(3) 人材の育成（第24条）</p>	<p>○総合的対応窓口の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「犯罪被害者等総合支援窓口」の設置及び専門職の兼務配置 <p>○支援関係者の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等関係機関連携会議の設置・運営 ・大規模事案等を想定したシミュレーションの実施 <p>○民間支援団体の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者支援センター事業に対する助成 <p>○支援人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キーパーソン研修会の開催
<p>施策の柱 2</p> <p>相談・情報提供の充実</p>	<p>(1) 相談及び情報の提供等（第12条）</p> <p>(2) 損害賠償請求に関する情報の提供（第19条）</p> <p>(3) 刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供（第20条）</p>	<p>○被害者のお困りごとに応じた、相談機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定特定非営利活動法人 長野犯罪被害者支援センターによる早期相談対応 ・弁護士会との連携による無料法律相談の実施 ・「被害者支援ノート」の作成 <p>○各種相談窓口における相談対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV被害、児童虐待、精神保健、警察相談、性暴力被害相談、交通事故、福祉、就労 等
<p>施策の柱 3</p> <p>早期回復・生活再建に向けた支援</p>	<p>(1) 心身に受けた影響からの回復（第13条）</p> <p>(2) 日常生活の支援（第14条）</p> <p>(3) 安全の確保（第15条）</p> <p>(4) 居住の安定（第16条）</p> <p>(5) 雇用の安定（第17条）</p> <p>(6) 経済的負担の軽減（第18条）</p>	<p>○心身に受けた影響からの回復</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリング費用等の公費支出 <p>○日常生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「まいさぼ」による生活困窮者支援 <p>○安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時避難場所の確保 <p>○居住支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅への優先入居 ・セーフティネット住宅を活用した民間賃貸物件の情報提供 <p>○雇用の安定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者理解の促進に向けた企業人権セミナー等の開催 <p>○経済的負担の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見舞金の給付（遺族見舞金：60万円、重傷病見舞金：20万円）
<p>施策の柱 4</p> <p>県民の理解の増進</p>	<p>(1) 県民の理解の増進（第21条）</p> <p>(2) 学校における教育（第22条）</p>	<p>○県民の理解の増進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「犯罪被害者支援週間」に合わせた集中的な広報啓発の実施 <p>○学校における教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒等を対象にした「命の大切さを学ぶ教室」の開催

市町村犯罪被害者等支援施策に関する調査結果の概要（R4.4.1時点）

人権・男女共同参画課

■ 条例の検討状況

条例制定済	1 町
条例制定を検討中	4 市 13 町村
検討していない	59 市町村

■ 総合的対応窓口の相談受付実績（R元～R3年度）

相談有	3 市町村
相談無	74 市町村

■ 総合的対応窓口で相談有と回答した市町村の平均受付件数

令和元年度	0 件
令和2年度	1 件
令和3年度	0 件

■ 犯罪被害者等支援施策の実施状況

○見舞金	1 町（坂城町）
○公営住宅への配慮	7 市町村 （長野市、松本市、上田市、伊那市、白馬村、小谷村、飯綱町） うち、抽選によらず入居
○配食サービス等日常生活支援	3 市町村（岡谷市、飯田市、下條村）
○法律相談等専門相談	9 市町村 （松本市、岡谷市、飯田市、茅野市、東御市、佐久穂町、軽井沢町、下諏訪町、喬木村）

〈施策内容〉

- ・犯罪被害者等からの相談があれば、一般市民向けの配食サービス等へつなぐ体制をとっている。
- ・一般市民向けの無料法律相談へ犯罪被害者等からの相談をつないでいる。

■ 「総合的対応窓口」の運営や犯罪被害者等支援施策の実施に当たり不安に感じる事項（自由記載）

- ・専門職や専門知識を持った職員の不足、国・県・関係機関等との連携が必要
- ・今まで相談案件がないため、実際に相談があった時の対応に不安を感じる。
- ・特に小さな村だと、実例がない場合に大いに戸惑うと思う。
- ・相談を受けても、対応できるノウハウがないため、支援センターを紹介する程度しかできないと思う。